

令和5年度第4回通常理事会議事録 概要

令和6年3月8日午後2時、当財団2階会議室において、令和5年度第4回通常理事会を開催した。

出席理事 5人（理事総数7人）

井上純一、高橋孝祥、岩崎由紀子、高橋佳久、丸山孜

出席監事 1人（監事総数2人）

熊川泰成

議事録作成者

理事長 井上純一

司会者である総務施設課長が、本日の理事会は理事7人中5人の出席を得ているので、有効に成立していることの報告をした後、理事会運営規程第6条第1項の規定により井上純一理事長が議長となり、開会を宣した。

議長は、本日の議題は、議案として、「議案第9号令和6年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて」、「議案第10号令和5年度第3回臨時評議員会の招集」、「議案第11号役員等賠償責任保険契約の締結」、「議案第12号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第13号職員給与規程の一部を改正する規程」、「議案第14号嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程」、「議案第15号丸山理事の利益相反取引の承認」の7案件と、報告事項として、「理事長及び常務理事の職務執行状況報告（11～2月）」の1案件であることを告げ審議に入った。

議案第9号令和6年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて

理事長は、議案第9号令和6年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みのうち、収支予算について、事業収益の増収、受取補助金等の減

額、新紙幣に対応するための駐車場・駐輪場の券売機修繕等による修繕費の増額と価格高騰が続く電気代等の光熱水料費が増額したことによる事業費の増額等、令和5年度と比較して大きな予算変動があったものを中心に、議案第9号説明資料「令和6年度収支予算対前年度予算比較増減内訳」により説明した。

また、資金調達及び設備投資の見込みについて、金融機関からの借入れ及び重要な設備投資の予定はないことを説明した。

議長が諮ったところ、議案第9号令和6年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第10号令和5年度第3回臨時評議員会の招集

理事長は、議案第10号令和5年度第3回臨時評議員会の招集について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項に基づき、第3回臨時評議員会の開催日時、議題等を理事会で決議するものとし、同評議員会を令和6年3月26日午後2時から開催し、議題として、令和6年度事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについての1案件とすることと、この議題の概要について議案第10号及び議案第10号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第10号令和5年度第3回臨時評議員会の招集について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第11号役員等賠償責任保険契約の締結

理事長は、議案第11号役員等賠償責任保険契約の締結について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2において準用する同法第118条の3第1項の規定により、役員等賠償責任保険契約を締結するにあたり、その内容を決定するには、理事会の決議によらなくてはならないと定められていることから、令和6年度加入予定の役員等賠償責任保険契約の内容の決定にあたり決議を求めるものとし、議案第11号及び議案第11号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第11号役員等賠償責任保険契約の締結について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第12号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第12号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の一部を改正する規程について、改正の理由を、平塚市は、短時間勤務の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布されたことに伴い、平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正し、パートタイム会計年度任用職

員に勤勉手当を支給することとしたことから、これに準じて、当財団の臨時職員に対して勤勉手当を支給するため、必要な規定を整備するものとし、議案 12 号別紙により説明した。

質疑応答の後、議長が諮ったところ、議案第 12 号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第 13 号職員給与規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第 13 号職員給与規程の一部を改正する規程について、改正の理由を、平塚市は、満 60 歳を超えた職員については勤務成績が特に良好である者を除き昇給しないこととする国家公務員の昇給制度に準じた取扱いをすることを予定していることから、当財団において同様の措置を講ずるため、必要な規定を整備するものとし、議案 13 号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第 13 号職員給与規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した。

議案第 14 号嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程

理事長は、議案第 14 号嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程について、改正の理由を、議案第 12 号嘱託職員及び臨時職員の就業に関する規程の一部を改正する規程において臨時職員に対して勤勉手当を支給することとした改正と同様の理由から、嘱託職員に対して勤勉手当を支給するほか、平塚市のパートタイム会計年度任用職員の月額報酬基礎額の改定に合わせ、当財団の嘱託職員の給料月額を改定するため、必要な規定を整備するものとし、議案 14 号別紙により説明した。

議長が諮ったところ、議案第 14 号嘱託職員の給料の額等に関する規程の一部を改正する規程について、出席理事全員一致で原案どおり可決した

議案第 15 号丸山孜理事の利益相反取引の承認

理事長は、議案第 15 号丸山孜理事の利益相反取引の承認について、当財団と丸山孜理事との間で締結する、令和 6 年度日曜初級子ども囲碁教室の契約が利益相反取引にあたるため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 84 条第 1 項の規定により、この契約を締結することの承認を求めるものとし、議案第 15 号別紙により説明した。

議長は、この議案において、丸山孜理事は、特別利害関係を有することから議決権を行使することができず、定数にも算入しない旨説明した。

議長が諮ったところ、議案第15号丸山孜理事の利益相反取引の承認について、特別利害関係を有する丸山孜理事を除く出席理事全員一致で承認した。

報告事項 理事長及び常務理事の職務執行状況報告（11～2月）

常務理事は、理事長及び常務理事の職務執行状況報告として、令和5年11月から令和6年2月までの事業実施状況等について、職務執行状況報告書により報告した。

熊川監事から、自転車乗車用ヘルメット購入助成について、道路交通法の改正によりヘルメット着用が全年齢で努力義務化されたことから、助成対象者についても全年齢に拡大してはどうかとの意見があった。理事長は、現在、この事業は当財団の自主財源で行っているため、財源を含めて実施主体をどこにするかを始め、他にも検討すべき課題があることから、参考意見として聞く旨回答した。

以上をもって全ての議案の審議及び報告が終了したので、議長は閉会を宣し、午後3時5分閉会した。